

『免許・資格関係 履修要項』変更

2018 年度以前の全学部・学科、全教科の教職課程の

第②欄(教職に関する科目)を以下のように変更する。

2018～2013 年度生：特別活動論

2012 年度以前生：特別活動の研究

→ 特別活動と総合的な学習の時間の指導法

※2018 年度以前生が在学中に免許状取得に必要な要件を満たす場合は、「特別活動論」が履修済みであれば「特別活動と総合的な学習の時間の指導法」の履修は必要としない。

※「特別活動論／特別活動の研究」を履修済みの者は「特別活動と総合的な学習の時間の指導法」を履修することはできない。ただし、「特別活動論」を履修済みで、卒業後に大学院生あるいは科目等履修生として一種免を取得する予定の者は、免許・資格関係科目として登録(M登録)のみできる。履修を希望する者は免許資格課程センター事務室に申し出ること。

以上